本重要事項説明書は、株式会社 Goolight (以下、「当社」という。)が電気を販売する際の条件に関するものです。

詳しくは「Goolightでんきサービス契約約款」(以下、「契約約款」という。)をご確認ください。

1. サービス名称

Goolight でんきサービス

2. 本サービスを提供する会社(小売電気事業者:登録番号 A0061)

名称:サミットエナジー株式会社(以下、「サミットエナジー」という。)

住所:東京都千代田区内神田2丁目3番4号

TEL: 03-6370-3317 (9:00~17:45/月~金、祝祭日を除く)

3. お問い合せ先

お電話でのお問い合せ先

サービス内容について

TEL: 026-246-1222 (9:00~18:00/土日・祝祭日も受付可)

・利用料金(請求)について

TEL: 026-246-1222 (9:00~18:00/土日・祝祭日も受付可)

・停電、故障などについて

TEL: 026-246-1222 (9:00~18:00/土日・祝祭日も受付可)

TEL: 0120-503-697 (平日・土曜 9:00~18:00/日曜・祝祭日 10:00~19:00)

契約変更などついて

TEL: 0120-503-697 (平日・土曜 9:00~18:00/日曜・祝祭日 10:00~19:00)

インターネット/メール等でのお問い合せ先

E-mail: info@goolight.co.jp

URL : http://www.goolight.co.jp/contact/inquiry/

4. ご留意事項

- (1) サービスの変更について
 - ・ 託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合には、約款及 び別に定める事項を変更することができるものとします。
 - ・ 社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な 範囲において、契約者の個別の同意を得ることなく約款及び別に定める事項を変更すること ができるものとします。
 - ・ 約款及び別に定める事項を変更する場合には、当社の定める方法により、変更すること、変更の効力発生時期、及び変更後の約款及び別に定める事項の内容について約款によりあらかじめ通知します。
- (2) 請求について
 - ・ 本サービスのご利用料金は、当社から請求させていただきます。
 - ・ 本紙の表示額は全て税込価格です。(特に記載のある場合を除きます。)利用料の計算方法は、 契約約款に定める方法となります。
- (3) 個人情報のお取り扱いについて
 - ・ 当社は個人情報の取扱いについて、別途定める「個人情報の取扱いについて」に則り、厳正 に取扱うものとします。

5. ご契約について

(1) 申込方法

当社指定の申込書に記入の上、ご提出いただきます。

(2) 契約期間

約款に基づく電気の供給が開始された日から、2年間とします。契約期間満了に先立って契約者または当社から解約別段の意思表示がない場合は、契約期間終了後も2年毎に同一条件で継続されるものとします。

(3) 最低利用期間

契約期間とは別に定める24ヶ月間の最低利用期間があり、最低利用期間内に契約の解約等があった場合は、料金表の定めにより解約に係る費用を支払うものとします。

- (4) 電気の需給開始予定日
 - ① お引っ越しの場合 (新たに電気の需給を開始する場合) 申込時に申出のご使用開始希望日、または別途当社と契約者との間で協議した日となります。
 - ② 他社からの切替えの場合 申込をされてから最初の検針日とします。ただし、最初の検針日までに、切り替えに必要な 手続きが完了しない場合等は、次回の検針日となる場合もあります。
- (5) 契約電力·契約電流·契約容量

申込時に申出の契約電力、契約電流または契約容量とし、契約約款の定めに従い当社と契約者との協議によって決定されます。

(6) 供給電圧·周波数

一般送配電事業者に契約者の供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。

標準電圧 : 100V もしくは 200V、または 100V および 200V

· 標準周波数 : 中部電力管内 (60Hz)

(7) 電気料金

料金表に定める通り、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額の合計とします。

(8) 使用電力量の計量方法、料金の算定期間

使用電力量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計量いたします。料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日まで(ただし、弊社があらかじめ計量日をお知らせした場合には、前月の計量日から当月の計量日の前日まで)。なお、次の場合には、契約約款の定めに従い日割計算いたします。

- ・ 電気需給契約を終了した月
- ・ 契約電力等の変更により基本月額料金に変更があった場合等
- (9) 料金の支払い方法

当社が指定する方法によります。

- ・ 当社が提携している金融機関からの自動振替(毎月2日)
- クレジットカードによる支払い
- コンビニエンスストア(払込票)による支払い
- 6. 契約の変更または解約・解除について
 - (1) 契約者からの申出による契約の変更または解約

契約の変更、解約を希望される場合は、当社指定の様式にて速やかに申出をしていただき、料 金表の定めによる事務手数料を支払うものとします。

(2) 当社からの申出による契約の変更または解除

契約者が以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は15日前までに書面で通知した上で、本契約を解除することがあります。

- ① 託送供給等約款に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。
- ② 電気料金(他の電気需給契約に基づく電気料金も含みます。) を支払期日から、更に 20 日経 過して、なお支払われないとき。

- ③ 当社との他の契約 (既に消滅しているものを含みます。) の料金を支払期日から、更に 20 日 経過してなお支払われないとき。
- ④ 電気料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金その他本契約から生じる金銭債務)を支払われないとき。
- ⑤ 振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥ったとき。
- ⑥ 差押、競売、破産、民事再生その他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立 をなしたとき、または滞納処分を受けたとき。
- ⑦ 強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けたとき。
- ⑧ 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- ⑨ 一般送配電事業者によって電気の供給を停止され、期日までに供給停止の理由となった事実 を解消されないとき。
- ⑩ その他契約約款に違反したと当社が認めたとき。
- (3) 契約者が、契約電力等を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで、契約を解約し、または契約電力等を減少しようとされる場合に、当社はサミットエナジーが一般送配電事業者から託送供給等約款に基づき請求された料金・工事費の精算額を契約者から申し受ける場合があります。
- (4) 契約者が廃止申込を行わず、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合は、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものとします。
- (5) 転居等により利用場所を移転される場合には、継続してご利用いただけない場合があります。
- 7. 電気の供給に関して契約者に遵守いただく事項について

契約者におかれては、以下の事項等について遵守いただく必要がございます。

- (1) 電気の供給開始にあたって、または契約者の都合による契約電力等の変更などの契約者の都合に基づく事情により、一般送配電事業者から設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合は、その費用を負担していただきます。
- (2) 一般送配電事業者から工事費用負担を求められた場合は、その費用を工事着手前に申し受けます。ただし、契約者に特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、供給開始日までに申し受けます。
- (3) 電気の供給に伴う設備の施設場所のご提供、電気工作物等に支障があり、または支障が生じるおそれがある場合等、立入業務などにご協力いただきます。

8. 契約に関わる注意事項について

(1) 電気の供給者

当社は、サミットエナジーからの委託を受けて、本契約の締結の取次ぎを行うものです。供給する電気はサミットエナジーが供給するものであって、当社が供給するものではありません。

(2) 取次委託契約終了後の契約の相手方の変更

当社とサミットエナジーとの取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、何らの行為を要することなく、ただちに、供給契約に関する契約の相手方が当社からサミットエナジーに変更となります。この場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまに書面により通知するものとし、この変更が生じた後、サミットエナジーは、遅滞なくその旨をお客さまに書面により通知するものとします。なお、変更後の供給条件は、変更前の供給条件と同等といたします。

(3) 契約約款の変更

当社が必要と判断した場合は、契約約款を変更することがあります。その場合、当社は約款に定められた方法により契約者へ通知します。

9. 初期契約解除制度について

本契約により締結する電気供給サービスは、初期契約解除制度の対象となります。詳しくは契約締結後にお届けする契約内容確認書をご参照ください。

10. 利用料金(料金表)について表示の金額は税込み金額となります。

電灯契約 従量Bプラン

(1) 基本月額料金

区分	利用額
契約電流 10A	321.14 円
契約電流 15A	481.71 円
契約電流 20A	642. 28 円
契約電流 30A	963. 42 円
契約電流 40A	1,284.56 円
契約電流 50A	1,605.70 円
契約電流 60A	1,926.84 円

(2) 最低月額料金

区 分	利用額
1契約につき	277.09円

(3) 電力量料金 (1キロワットごと)

区 分	利用額
最初の 120 キロワット時まで	21.09 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで	25.41 円
300 キロワットをこえる	25.75 円

電灯契約 従量Cプラン

(1) 基本月額料金

区分	利用額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	321.14 円

(2) 電力量料金 (1キロワットごと)

区分	利用額
最初の 120 キロワット時まで	21.09 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで	25.41 円
300 キロワットをこえる	25.75 円

事務手数料

(1) 新規加入に係る費用

区分	利用額
加入事務手数料	3,300 円

(2) 契約種別変更に係る費用

区 分	利用額
変更事務手数料	3,300円

(3) 需要地点変更に係る費用

区 分	利用額
変更事務手数料	3,300円

(4) 契約名義変更に係る費用

区分	利用額
変更事務手数料	3,300円

(5) 解約に係る費用

区分	利用額
サービス開始日から 24ヶ月未満の場合	15,400 円
サービス開始日から 24 ヶ月以上の場合	4,400 円

[※]サービス開始日は、契約約款 第12条 (供給の開始) に定める供給開始日とします。

(6) その他の費用

区分	利用額
請求書発行手数料	110 円